

一般乗合旅客自動車運送事業の 上限運賃変更認可申請について

九十九里鐵道株式会社（本社: 千葉県東金市・代表取締役社長: 石川晋平）では、令和8年（2026年）2月2日、関東運輸局に一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更の認可申請をいたしましたので、下記の通りお知らせいたします。日頃よりご利用のお客様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

1. 申請理由

当社の現行運賃は、長らく運賃改定の実施を行っておらず、平成26年（2014年）・令和元年（2019年）に消費税率の見直しに合わせ転嫁を行いましたが、運賃の算定基準となる基準賃率の見直しを行ってきませんでした。以後現在に至るまで、市内の運行や市外の学校輸送、病院の患者輸送等の業務を行い収益に繋げるべく、様々な運行を行ってきましたが、社会・世界情勢が大きく変わり、乗合バスの運行に係る様々な費用の上昇が続き、また物流・運輸業界では慢性的なバス運転手の不足も大きく影響し、このままでは安定的な乗合バスの運行もままならなくなりつつあります。当社事業の収入のうち大きな割合を占め、要石ともいえる位置づけ・存在である乗合バス事業が安定的に継続することは、当社の今後の事業継続にあたり非常に重要な要素であると判断し、今般、運賃改定の認可申請を行ったものでございます。

2. 申請内容

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 申請日 | 2026年2月2日 |
| 2. 改定予定日 | 2026年4月を予定 |
| 3. 対象となる区間 | 一般路線バス全線 |
| 4. 上限運賃の平均改定率 | 144% |

「実施運賃」と呼ばれる実際にお客様がご乗車された際に支払う運賃については、上限運賃よりも低廉な運賃の設定とし、120～130%程度の運賃設定とする予定でございます。